

第 1 2 回軽米町議会定例会

令和 2 年 9 月 1 5 日 (火)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1 号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2 号 軽米町総合発展計画策定条例
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3 号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4 号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5 号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6 号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)

- 日程第 9 議案第 9 号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 2 年度軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 2 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 12 議案第 12 号 かるまい交流駅 (仮称) 建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 13 議案第 13 号 かるまい交流駅 (仮称) 機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 14 議案第 14 号 かるまい交流駅 (仮称) 電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 15 請願陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 16 発議案第 1 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 17 発議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 18 発議案第 3 号 人口減少・少子化対策調査特別委員会の設置について
- 日程第 19 総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第 20 委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 1 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼 事務会計課総括課長兼 収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

総務教育民生常任委員長、議会運営委員長及び中村正志議員からそれぞれ1件の発議案、総務教育民生常任委員長から委員会の閉会中の継続審査の申出書、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第14号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から日程第14、議案第14号 かるまい交流駅（仮称）電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの14件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第14号までの14件について、特別委員会での審査の結果の報告を求めます。

令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会委員長、茶屋隆君。

〔特別委員長 茶屋 隆君登壇〕

○特別委員長（茶屋 隆君） それでは、委員長報告をします。

第12回軽米町議会定例会において、令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託された案件は、条例に関する議案3件、決算の認定に関する議案6件、補正予算2件、追加議案、契約の締結に関し議決を求める議案3件の14件でした。付託された案件について、結果と経過を報告します。

本特別委員会は、9月7日から14日までの5日間で、慎重審査し、全議案とも活発な質疑がありました。

令和元年度一般会計認定の案件で、総務費では個人番号のカード普及率、使用方法、メリットについて国ではPRしているが、軽米町の対応についてなど議論されました。

民生費では、さわやかカップル祝金に不用額が出たが、祝金が足りなくなるぐらい多くのカップルが生まれるような取組を強い決意を持って町も議会も考えるという議論がされました。4月から始まる認定こども園に関連し、手狭ではないか、また幼稚園の再利用については、今後町民の皆様と一緒に考えていく。

衛生費では、ごみの収集で同じ週に2回あるものもあるが、違う週にできないか。また、クリーンアップデー、町道の草刈りをやっているが、高齢化が進み、小さな行政区では1日がかかりで大変である。除草剤の散布等も検討してみてもという議論もされました。

農林水産業費では、円子のパン工場のパンは大変おいしく、好評である。週に1回ぐらい役場とか事業所では販売しているようだが、町内に販売所がない。できれば早い機会に軌道に乗り、一日も早く町内で販売してほしいという議論もされました。

土木費では、高家外川目線の新しい道路に標識が必要ではないか。また、9月4日の午後2時半頃の雨で笹渡川、小玉川が短時間でかなり増水したが、長雨になれば大変である。対応を考える必要があるのではないかという議論もされました。

消防費では、新しい防災マップが配布されたが、町民に対する説明が必要。また、自主防災組織の現状、防災士の養成についての対応は、火災報知機の取扱い等についての議論がされました。

教育費では、軽米高校存続については、大変貴重で丁寧な説明と議論がされました。また、給食費の補助、給食の方法についても議論されました。また、成人式についても延期の時期、開催方法等においても議論されました。

議案第10号 令和2年度軽米町一般会計補正予算では、高齢者世帯配食サービス事業について活発な議論がされました。

また、株式会社産業開発の第26期事業報告に対しましては、赤字経営が続いている原因はどのように分析しているのかについては、人員の増強のため、売上げ原価等の改善が必要。また、努力は認めるが、町民の声は変わっていない、接客態度の改善、従業員の教育が大事。具体的な取組が必要ではないかについては、各職場の声出し、働く人たちの意識改革を徹底し、経営改善に努めるといった議論がされました。

職員の非違行為については、チェック機能が働くべきだが、体制が整っていないのではないか、上から指示が徹底していないのではないか、議会議員、町民に対する報告が遅いのではないか、本人の処分はどうするのか、以前にも未評価問題で問

題になったが、その後の対応がしっかりやられていないのではないかと、現在副町長が不在であるが、職員の担当する事務監督をする副町長の選任が早急に必要ではないかと、職員の非違行為は本人の職務怠慢はもちろんで言語道断である。今後はこのようなことが起きないように、再発防止に努めてほしいということについて、再発防止策としてこれまで以上に歳入歳出予算の執行も含めた事務全体の進捗状況のチェックを徹底し、職場内研修等を通じてコンプライアンス意識の徹底を図るという議論がされました。

また、監査委員審査意見書でも、今回発覚した支払い遅延事件を契機に、職員に不祥事の未然防止に向けて改善策を講じるとともに、常日頃からコンプライアンス意識の向上に取り組まれて、今後の事務事業の執行過程におけるチェック体制に一層の充実を図られることを切望するという審査意見が述べられております。今後は、適切な対応と町民が納得する説明が必要と思われれます。

結果について報告します。議案第4号、議案第5号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号の5件は賛成多数で認定可決し、議案第1号から議案第3号及び議案第10号から議案第11号の5件は全会一致で可決、議案第6号から議案第9号までの4件についても全会一致で認定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論は議案1件ごとに行います。議案第1号について討論ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 2号について。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 3号。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 議案第4号。

原案に反対者の発言を許します。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 本定例会における議案第4号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対して、反対の立場で討論させていただきます。

本定例会招集日の9月1日、本会議の町長政務報告において、令和元年度一般会

計における職員の2件の事業経費の執行を怠ったという不祥事の事案が報告されました。議会には、さきの8月28日の議員全員協議会で報告されておりましたが、町民への報告とともに、初めて公の場での報告となりました。この職員不祥事の事案は、6月に判明していたにもかかわらず、議会及び町民への報告がなぜ3か月も遅い今となったのでしょうか。町長は、ほかに同様の事案がないか職場内で徹底的に調査した結果、遅くなったと説明しましたが、果たしてそれでよかったですでしょうか。まずは、町民への報告が最初にやるべきことではなかったでしょうか。町民からの批判も受けながら、これまでの職員への指導管理や職員の職務姿勢などの検証を踏まえた上で、今後の再発防止策を町民との約束として進めていくべきことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

7年前、固定資産の未評価等の職員不祥事がありました。そのときの教訓が果たしてこの6年間の職場環境の中で生かされてきたのでしょうか。当時再発防止対策に向けて民間の第三者委員会を立ち上げて、その中で協議検討結果を報告いただき、職員の服務行動指針を策定し、町民に公表しながら、職員の姿勢や服務徹底に取り組んできたと思っていたのですが、なぜ今回また同じような不祥事が起こったのでしょうか。

町長は、今後業務のチェック体制の強化とコンプライアンス意識の徹底を図ると言っていますが、まずはもう一度なぜこのような不祥事が起こったのか、職場環境に問題はなかったのか、職員同士のコミュニケーションが活発に行われる状況にあったのかなどを検証し、1人の職員の不祥事は役場職員全員の不祥事であるというふうに捉え、これまでの職場の姿勢を全職員が反省し、次に生かさなければなりません。そして、町民の信頼回復に全職員一丸となって取り組まなければならないと思います。

一度失った不信感を回復するには時間がかかります。毎日地道に、謙虚な姿勢で町民からの信頼回復に努めなければなりません。

今回の令和元年度一般会計の決算認定を容認することは、町民から負託されている議員の使命である町政の監視機能を放棄することとなりますので、私は議案第4号に反対することといたします。

最後に、山本町長におかれましては、今回の職員不祥事を重く受け止め、謙虚な姿勢で職場内環境の醸成を図り、より一層の職員の事務効率の向上に力を注ぎ、町民のために町民の信頼回復に最大限努めていただくことを切にお願い申し上げる次第です。

以上で議案第4号の反対討論といたしますが、一日も早い町民の信頼回復に努めていただくことをお願いし、終わりといたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 私は、議案第4号の令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和元年度一般会計の決算は、歳入総額約65億5,300万円、歳出総額が63億3,400万円でありました。9月7日から開催された特別委員会において、当局から主要施策等の説明を受けたところではありますが、町民の要望の高かった火葬場の建築や特別養護老人ホームいちい荘整備への事業支援など、大規模事業が着実に進められるとともに、子育て世代包括支援センターめごかるの開設など、ハード、ソフト両面にわたり、町民の生活環境を向上させる施策が行われたものであります。

8月28日の全員協議会での報告のあった職員の不祥事は、町民の信頼を失いかねない非常に残念な事案であり、町当局全体の問題として深く反省するとともに、職員個々それぞれの責務を改めて自覚し、今後において繰り返されることのないよう、しっかりとした再発防止策を強く求めるものであります。

しかしながら、この不祥事のみに着目し、令和元年度一般会計の決算そのものが否定されるべきものではないと私は考えます。今回の不祥事を十分に反省し、しっかりとした体制を整え、今後においても町民の生活環境の向上を図る施策が展開されることを期待し、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定に関わる賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 日本共産党の江刺家静子です。私は、今回の定例会に提案された14の議案のうち、議案第4号 令和元年度一般会計歳入歳出決算認定と議案第5号 国民健康保険特別会計、そして議案第12号、第13号、第14号のかるまい交流駅工事請負関係の議案について反対します。そのほか9つの議案には賛成するものです。

それでは、議案第4号 令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。昨年1月、町長選挙がありました。山本町政5期目がスタートしましたが、町民への選挙公約はたくさんありました。まず、一番最初に書いてあるのが、子育て支援日本一の町、保育施設、小中学校の給食完全無料化というのが掲げられていました。この公約に期待して支持した方々も、子供の保護者、家族もはじめ多かったと思います。その後、令和元年度、そして令和2年度と当初予算の編成

がりましたが、このどちらにも予算計上はされず、最近は何問に対して「遠くない時期に」と答弁しています。遠くない時期というのは、それはいつでしょうか。義務教育は無償ということになっていますが、教育費のほかに、中学生が学校から持ち帰った今年度の納入するお金は、教材費や各種会費など、支払金額は5万円を超えていました。そのほかに、夏用、冬用の制服や運動着、かばん、そして靴、部活の遠征の費用などもあります。子供が3人、4人とある方は負担も相当です。

NPO調査で、「母子家庭18%で食事減」という見出しが新聞に載っております。そして、コロナで減収、困窮という記事が新聞に掲載されておりました。軽米町で今年子育て支援計画を策定いたしました、その策定に当たり、アンケートを行いました。子供がいる方々だと思っておりますが、一番大きな悩みは子育てに出費がかさむ、そして子供の栄養状態が心配という、これが一番で同じ数字でした。

今町では給食費の助成を行っていますが、今のやり方は期限内に全額納入した人にだけ支給するので、これはよく納めてくださいましたというご褒美のような報奨金ではないかと私は感じております。助成金だったら、納入するときに助けになるようなやり方でやるべきではないでしょうか。4人のお孫さんを持つ方が私に「町長はいつになったら給食費無料にしてけんべ」と言いました。約束を一日も早く果たしていただきたいと思っております。

それから、中心商店街のにぎわいということで、かるまい交流駅関係の支出もありました。町民にとって、かるまい交流駅の予算規模はとにかく大きいだらうということだけで、今の進行状況はどうなっているのかとか、それから財源なども分からないので、町民なりに将来世代に借金を残すことになるのではないかと、にぎわいといっても、うちはもうあと商売も2年か3年で多分やめるといの方もいらっしやいました。町民に説明し、町民とともにという観点が大きく不足しているのではないのでしょうか。

最後に、今年是新軽米町総合発展計画の10年目に当たります。この計画で目指したものはたくさんありますが、その中に「まちぐるみで子育て支援のあるまち」というのがあります。外遊びの機会が減少し、肥満度の増加の懸念、地域で子供を育てるとい目標、健全な遊び場と安全・安心な子供の活動拠点施設の環境整備などの項目が並んでいました。何度か議員から議会で、屋外の子供の遊び場づくりについて一般質問がありましたが、実現していません。統合になった学校から、使わなくなった遊具を移設したらどうかというささやかな提案も、すぐにでも実現可能と思われるのに、検討するということでした。子育て支援日本一と言いながら、最近是他市町村に後れを取ってきていると感じております。

このような点から、私は議案第4号 令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について反対するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 議案第4号の令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を述べさせていただきます。

令和元年度一般会計の決算は、特別養護老人ホームいちい荘整備事業への支援や火葬場建設事業、小中学校への冷暖房設備設置事業など、大規模なハード事業などにより、前年度決算額から2.6%増の63億3,382万2,000円となり、実質単年度収支では1億9,009万円弱の赤字となっております。

そうした厳しい財政の中にあっても、子育て世代包括支援センターめぐかるの開設による母子健康活動の充実や、市民後見人制度や高齢者福祉への取組など、新規、継続施策を通じて、幅広い福祉政策が繰り広げられております。また、小中学校への学力向上支援員や特別支援員の配置、学校給食への助成など、子育て支援日本一の町づくりに向けた町独自の事業も着実に執行されたものであります。

このほか、地域力創造推進事業や小軽米地区圃場整備事業など、地域活性化を目指した新規の事業にも取り組まれております。特別委員会における委員会からの意見に対しても、前向きに取り組もうとする町当局の真摯な姿勢をかいま見ることができたと思っております。

そのような中であって、全員協議会で報告された職員の非違行為事案については、町民の期待を裏切る重大な問題でもあります。今後町民一体となった町政の推進を図るために、再発防止に万全を尽くしていただくことを強く求めるものであります。

しかしながら、令和元年度における事業については、町勢進展が着実に行われていることは評価すべきと考え、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定には賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 議案第4号に反対でございますので、反対の意見を述べて、皆様のご賛同を得たいと思います。賛成討論、反対討論それぞれ出ましたので、重複する点もあると思いますので、どうぞご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議案第4号の予算執行の中で、2点指摘して反対したい。1つは、町が支払うべ

き、年度末出納閉鎖期の5月末日までに本来支払いを終わらなければならなかった粗大ごみ処理手数料ほか1件、金額にして約113万円を支払わなかったというように、この事件が発覚したのは6月の初めでございます。6月の初めというのは、ちょうど6月の定例議会の開会中でありますが、議会の開会中で議員が毎日4日から11日まで来ている中で、当局から何ら説明もなかったと。反対の理由の1つは、当然議員、町民に速やかにお知らせして、それなりの措置を取らなければならなかったのではないかと。そういう面で、町民第一、議会の在り方等に合わせても、町の隠蔽体質は容認できない。当局は深く反省して、二度とでないですが、三たび起きないようにというようなことで、私は深く反省すべきだという観点から反対でございます。反対の意を表したい。これが1点。

それから、第2点は、町が4,000万円を出資し、町長が社長をしております軽米産業開発が昨年約700万円の赤字を出して、新たに800万円の出資を協議し、予算化したということがありました。産業開発には、そのほか毎年町は施設の管理料というようなことで約2,800万円、年度によって違いますが、大体その程度の額を支出して管理運営をやっていると。そのほか町の特産物開拓の委託料とか、そのような形で便宜を図って、その役割を果たしてもらっているというような状態の中で、私はこの赤字決算というのは大変憂うべきことだと、そう思います。赤字決算は町長、社長、深く反省すべき。

以上、2点を指摘して、昨年度の決算については、賛成討論の方は具体的ないちい荘とか、火葬場とか、様々なことの完成云々とありましたが、それはそれとして歓迎申し上げたいと思いますが、ただ考え方、町政の取り組み方については深く反省をして前へ進んでもらいたいと、そういう指摘して議案第4号に反対でございますので、ご賛同をお願いしたい。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

次に、議案第5号について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 議案第5号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

国民健康保険の加入者は、年金生活者などの高齢者が多く加入しています。また、無職の低所得者も多く加入しております。保険料は、中小企業で働いている協会けんぽと比べて、同じ収入、同じ家族の人数で倍近く負担が重くなっています。これ

は、国庫負担が減らされてきたことも大きな要因だということです。

また、国保税が高い最大の仕組みは、世帯1人当たりにかかる均等割です。協会けんぽには、この均等割という制度はありません。軽米町の均等割は、介護分6,500円、後期高齢者支援分6,500円、医療分1万7,000円、合計で3万円です。1人頭3万円ですので、人頭税のようなもので子供も同じ金額です。これに所得割、資産割が加算されます。ですから、勤めている方の協会けんぽよりも倍近く高くなっています。

このことについては、全国知事会、市長会、町村会も一致して国に要望しているということです。また、全国知事会では、国に対して子供の均等割減免も求めています。

令和元年度の決算書によりますと、保険税の不納欠損した金額は439万9,738円でした。前年の163万円余りの2.5倍以上に増えています。このことは、生活困窮世帯が増えてきているという表れではないでしょうか。

令和2年9月現在、短期保険証は50世帯、82人に発行しているということです。その中に、65歳以上が22人、18歳未満が11人います。65歳以上ということは、ほとんど病院に通院している人が多いかと思います。短期保険証は、発行しなければならないというものではなくて、町長が必要と認めて発行するという形になっています。短期保険証は、納付相談ができることを周知するため、税務課と国保係が連携して滞納している世帯の相談に乗り、来ないときはそこに保険証を止めておかないで、速やかに保険証を届けるように努めることが短期保険証発行留意点という国の文書にあります。また、短期保険証の交付は、滞納した納税者が申し出ることのみの要件であり、滞納金の一部納付は必要ないという2008年の国会答弁があったということです。

このように、留意点とか、国会答弁とか、いろいろなことが次から次へと出てきます。その全てに当てはまるように運用しているか、通達や事務連絡に基づく運用ができていいのか見直し作業をするうち、対応が十分行えないということになって、横浜市では短期保険証の発行を昨年8月からやめたということです。きちんと払える資力がある納税者と、どうしても払える見込みがない納税者の滞納処分など、払える人と払えないだろうなという、役所で見ても分かるような方と分けて、払えるような人には払ってもらおうと、どうしても駄目な人には滞納処分するなどして、繰越金をどんどんためておかないという適切な事務が行えるようになったということです。

盛岡市でも短期保険証に該当するような方は、保険証を発行するときに呼び出して、まず納付の約束をしてもらって、そして短期ではなく1年の保険証を発行しているということです。短期保険証をやめて、そして1年の支払いの努力をしますとい

う約束をして帰れば、本当に少しずつでも滞納分を自主的に減らすように頑張るそうです。短期保険証をやめて、滞納が増えているというようなことはないということを知りました。滞納者へのペナルティーは、社会保障の原則に反するものとして、短期保険証の発行に私は反対であります。

このような点から、議案第5号 令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 軽米町国民健康保険特別会計に賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、他の医療保険制度に加入していない無職の方や低所得者層の方が多く加入していることと、また加入者の年齢構成が高く、医療費が多くかかる高齢者層も多いこと等、構造的な問題を抱え、慢性的な財源不足に陥っています。特に医療費を含めた社会保障費は、毎年増加の一途をたどり、市町村だけでなく、国においても大きな社会問題となり、大きな財政負担となっています。

軽米町の国民健康保険においても被保険者数が減少する中、医療費の支払いに要する保険給付費が高まり、高止まりに推移している状況にあります。こうした状況の中、町においては夜の健康教室の開催や特定保健指導の実施など、住民への健康づくりの働きかけを実施することで、保険給付の適正化に努めていることと併せ、短期保険証を発行することで滞納者との対話の機会を確保するなど、保険税の滞納の解消に努めています。

このように厳しい財政状況の中、国保会計においては平成30年度から国保財政の県移行に伴い、岩手県国保運営方針に基づき、一般会計からの法定外繰入れに頼ることなく、また安易に被保険者に国保税の増税という負担を強いることなく、国保保険者としての機能を維持するため努力してきました。また、次年度への繰越金も3,900万円ほど確保するなど、財政の安定化にも努めているものと考えています。

以上のことから、令和元年度の軽米町国民健康保険特別会計決算の認定については、岩手県国保運営方針に基づく法定外繰入れも実施することなく、また保険者としての財源確保にも一定の努力が見られることから、決算認定について賛成するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

山本幸男君。

[10番 山本幸男君登壇]

○10番(山本幸男君) 議案第5号、反対でございますので、その理由を述べますので、よろしくお願ひ申し上げます。短期保険証の発行について、何とかそれはしないで対応すべきという考え方から反対でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

実は、私は短期保険証がどんな、色が違うのかな、また大きさが違うのかなと、ちょっと確認のために町民生活課に昨日、おとといだけ行って見せてもらいました。よかったと思ったことは、まず簡単に言えば、保険証の色は特別変わっていない。その中に小さい字で短期という字がついていて、いつまで有効というようなことで処理されているという話を聞いて、それはそれとしてよかったなど、そう思っております。

ただ、予算審議の中でもどのぐらい発行しているかという件数の質問もあり、先ほど前の方の説明もありましたが、私が聞いた範囲では60件前後と。3年間ぐらい大体60件、大きく変わっていないというのが現状であります。変わっていないということは、逆に言えば効果がなかった、固定化しているということなのか、ちょっとその辺は私には分かりませんが、いずれ変わっていないということは、変わった方法でないと効果がないというようなことにならないのかなというような感じもしております。

いずれ短期保険証は、色はそのとおりで見た目は分かりませんが、ただ利用する人の心情は、保険証を出してくださいという病院側の呼びかけ等を、簡単に言えば大変硬くなって聞いているのではないかと、そういう心情を考えますと、私は町民をいじめているというような感じがしてなりません。そういう観点から、私はやはり別な策を、別な方法を、何とか知恵を絞って、町長には万全を期してもらいたいと、そう思っています。

行ったついでに、後期高齢の関係も何件ぐらいというようなことを聞きましたら、そのところは現在のところ、保険証、短期の感じの人は発行していないというような話も聞きましたので、75歳以上についてはまずそういう対応。いずれこのことについては、町民の血圧をあまり上げないようないい方法を考えて対応してもらいたいと、そういう町民の心情を考えれば短期保険証の発行には反対でありますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長(松浦満雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 討論なしと認めます。

次に、議案第6号、7号、8号、9号、10号、11号、次に議案第12号、議案第13号、議案第14号については一括して討論を行います。討論ありませんか。原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 議案第12号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、そして議案第13号 かるまい交流駅（仮称）機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、議案第14号 かるまい交流駅（仮称）電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、この3つの議案に反対の立場で討論を行います。この3つの議案は、関連しておりますので、まとめてお話しいたします。

この事業の目的は、町中心市街地で子供から高齢者まで多様な世代が交流できる核施設、かるまい交流駅を新設するため、住民300名を対象にしてアンケートを行い、また建設検討委員会の意見を参考にして、地域住民が求める機能に合わせて、老朽化した図書館及び中央公民館の機能を備えた施設を一体的に整備し、併せてバスターミナルを整備するものであるという計画です。

かるまい交流駅整備事業計画は、最初に話が出たのは平成26年、このときは町と商工会の事業の計画でありましたが、その後変わって、平成28年は主体的に町が行う構想計画、候補地の決定など、そして14名の検討委員会でスタートしたということです。この間、用地取得や百人委員会での内容検討も行われました。そして、平成29年に基本設計、平成30年に実施設計、そして平成31年に取付道路工事が行われました。住民説明会は何度か行われていますが、昨年3月にあったのが最後かと思えます。

今年度の設計見直し、今の議会に請負契約の議案が提案されました。完成予定は令和5年4月です。この構想が聞こえてから6年近くたちました。当時の人口は1万人を超えていましたが、今年8月末は8,873人。高齢化も進みました。商店も減りました。新型コロナウイルスで、感染症が経済にどこまで影響していくのか見通しがありません。また、消費税も上がりました。とにかくここ数年で状況が大きく変わり、そしてこの事業費の金額が大きいことに改めて驚きます。それでも特別委員会の説明では、軽米小学校の建設費もそれに近い数字だったのだよという説明がありました。そう言われると、大体そういう金額かなと想像はつきすけれども、一般会計の反対討論でも言いましたけれども、全体の財源なども分からず、町民は町民なりに将来世代に借金を残すことになるのではないかと心配したり、にぎわいといっても商売はあと二、三年もできるかどうかという方もいらっしやいます。中には、この構想にずっと反対だった方が最近少し変わってきて、今コロナ不況で大変だから、公共工事も必要だよねと、変わった方もあります。

落札は、町外の業者でした。町が工事で潤うというのは、仕出し弁当くらいですか。今までのメガソーラーのことも考えたりします。若い人たちがトレーニングル

ームを使って汗を流したり、子供たちが図書館やキッズルームで楽しく過ごすというのは、想像すれば大変楽しいことです。しかし、仲町の物産館を時々利用している人たちの間では、交流駅ができたらかこはなくなるそうだとか、あつちでは買物をする場所も遠いし、バスのロータリーがあつても店が遠くなると言います。

交流駅が完成してから町のにぎわいといつても、遅過ぎるのではないか、同時進行のように商店や町民とともに一緒に考えながら進めていく観点が不足しているのではないか、また買物をするのだつたら産業開発がその辺に店を出すかなとか、素人集団が町の財政を心配したり、水害を心配したりしています。

今回の議決に要する金額は、合計で24億9,300万円です。既に支出済みの経費もあります。総額で幾らになるでしょうか。工事費の細かいことについては、素人なので、よく分かりませんが、この事業全体の進め方に反対するものです。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 私は、議案第12号から14号までのかるまい交流駅（仮称）建設事業に係る請負契約の締結に関して、賛成する立場から意見を申し上げます。

かるまい交流駅整備事業は、平成29年から百人委員会や隣接者説明会などの意見を参考に検討され、住民の意見を少しでも多く計画に反映させるため、1年間延長し、十分に検討時間をかけて作成された計画であると認識しております。また、その計画は、住民説明会の開催や全戸配布のお知らせ版などにより、町民に対して丁寧に説明されてきたものと感じております。

この事業は、老朽化した中央公民館及び町立図書館の建て替えに併せて、子育て支援機能などを備えた多世代が多目的に交流できる施設を建設し、町内のイベントなどの連携により、町中心商店街のにぎわいを創出しようとするものであり、今後の軽米町の活性化を図る上で必要な事業であると考え、賛成するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は7回に分けて行います。議案第4号の1件、議案第5号の1件、議案第12号の1件、議案第13号の1件、議案第14号の1件、議案第1号から議案第3号までと議案第10号と議案第11号の5件、議案第6号から議案第9号までの4件の7回です。

議案第4号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま

す。採決は起立によって行います。

議案第4号に対する委員長の報告は認定とするものです。議案第4号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第4号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定については原案を認定することに決定しました。

議案第5号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号に対する委員長の報告は認定とするものです。議案第5号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第5号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案を認定することに決定しました。

議案第12号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第12号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案を可決とすることに決定しました。

議案第13号 かるまい交流駅（仮称）機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第13号 かるまい交流駅（仮称）機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案を可決とすることに決定しました。

議案第14号 かるまい交流駅（仮称）電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第14号 かるまい交流駅（仮称）電気設備工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについては原案を可決とすることに決定しました。

次に、議案第1号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例から議案第3号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例までと
議案第10号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第5号）、議案第11号 令
和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の5件を一括して採決し
ます。

お諮りします。議案第1号から議案第3号までと議案第10号、議案第11号の
5件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号、議案第2号、議案
第3号、議案第10号、議案第11号の5件は、委員長の報告のとおり原案を可決
とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例から議案第3号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例まで
と議案第10号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第5号）、議案第11号 令
和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の5件は原案のとおり可
決されました。

次に、議案第6号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついてから議案第9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分
についてまでの4件を一括して採決します。

お諮りします。議案第6号から議案第9号までの4件に対する委員長の報告は認
定とするものです。議案第6号から議案第9号までの4件は、委員長の報告のと
おり原案を認定と決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
についてから議案第9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処
分についてまでの4件は原案を認定することに決定しました。

◎請願陳情第6号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第15、請願陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫
負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の

要請についての請願を議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

〔総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（本田秀一君） 第12回軽米町議会定例会におきまして、総務教育民生常任委員会に付託された案件は、請願陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございました。

9月10日、3階会議室において、委員6名の出席の下、慎重に審査いたしました。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、その中で今般の新型ウイルス感染症の対策を行うなど、教職員の皆様におかれましては日々不断の努力を続けておられます。

このような中、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、教職員が十分に確保することが困難な状況にあり、教職員定数の改善は欠かせないものであること、そして子供たちが全国どこの自治体に住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、条件整備するための財源確保、保障を求めるものであることなど、請願の趣旨を了とし、出席委員全員が採択と決定したことをご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を採決します。

お諮りします。請願陳情第6号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第6号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第16、発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

〔総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（本田秀一君） 発議案第1号の提案の理由についてご説明申し上げます。

教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、学校の働き方改革を実現するためにも、計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を推進されるよう、政府関係機関に意見書を提出するものでございます。

なお、意見書は議員各位に配布してございますので、意見の内容、提出先等の朗読は省略させていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第17、発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

議会運営委員長の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、大村税君。

〔議会運営委員長 大村 税君登壇〕

○議会運営委員長（大村 税君） 発議案第2号の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について説明を申し上げます。

提案理由であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このことから、令和3年度地方財政対策及び地方税改正に向け、政府関係機関に意見書を提出することといたしました。

発議案第2号につきまして、趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

発議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第18、発議案第3号 人口減少・少子化対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 発議案第3号を提案させていただきます。

人口減少・少子化対策調査特別委員会の設置につきまして、軽米町議会会議規則

第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。別紙については、裏面を御覧いただきたいと思います。読ませていただきます。

人口減少・少子化対策調査特別委員会の設置について。

1、本議会に、人口減少・少子化対策調査特別委員会を設置し、議長を除く全議員11人の委員をもって構成する。

2、議会は、人口減少・少子化対策調査特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、人口減少・少子化対策に関し必要な事項の調査を付託する。

3、人口減少・少子化対策調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

表のほうにお戻りいただきたいと思いますが、提出者として私、軽米町議会議員、中村正志、賛成者、軽米町議会議員、山本幸男、同じく上山誠、同じく江刺家静子、同じく田村せつでございます。

提案理由といたしまして、議会では町政調査会幹事会で未婚者増に伴う婚活などの支援はどうあればいいかなどを協議してまいりましたが、このたび議員全員が幅広い課題を共有し、人口減少・少子化対策に関し、必要な事項を調査・検討するために特別委員会を設置しようとするものです。

議員各位のご賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第3号 人口減少・少子化対策調査特別委員会の設置について採決をします。

発議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号 人口減少・少子化対策調査特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は、議長を除く全員を選任することに決定しました。
ここで休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦満雄君） 日程第 19、総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しておりました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査については、総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第 20、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（松浦満雄君） お諮りします。

先ほど設置されました特別委員会委員長より閉会中の継続調査についての申出書

が出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 追加日程第1、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第12回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会以来、本日までの15日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、人事同意案2件、人権擁護委員の推薦に関わる諮問1件、条例の制定及び一部改正に関する議案3件、一般会計ほか歳入歳出の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、工事請負契約の締結に

関する議案 3 件の合わせて 17 件の案件を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、第三セクターや健康ふれあいセンターの事業運営、かるまい交流駅整備事業など、各種事業に対して熱心にご議論いただきました。議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり、十分心して努めてまいりたいと存じます。

また、今般ご報告申し上げた職員の非違行為事案につきましては、議員各位、町民の皆様に対しまして、改めておわび申し上げますとともに、町民の皆様からの信頼の回復に向け、今後再発防止に万全を尽くしてまいる所存であります。つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第 12 回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦勞さまでした。

（午前 11 時 30 分）